

# メキシコ

## 税制抜本改革に期待

ジェトロ海外調査部中南米課 中畑 貴雄

2012年12月1日に発足したエンリケ・ペニャ・ニエト新政権は、政権発足直後に主要政党との間で「メキシコのための協約」(Pacto por México)と名付けた政策協力の枠組みを形成し、国の中長期的な課題を解決するための構造改革に乗り出している。半年間で既に教育改革や通信改革などを実現した。だが、新政権の今後を占う上で重要なのは9月以降に国会で審議される税制改革だ。国際的に見ても深刻な税収不足の問題を解決するため、税体系の簡素化と徴税基盤の強化を通じた抜本的な改革が実現できるか、新政権の指導力が試される。

### 徴税難が悩み

メキシコの2012年の連邦政府歳入額は国内総生産(GDP)の22.7%に相当する。歳入総額の33.7%を石油公社ペメックス(PEMEX)から徴収する公課などの石油収入に依存している。国営企業収入や手数料収入などを除いた税収だけで見るとGDPの9.8%にすぎない。10年時点でGDPに占める税収額(社会保障負担を除く)をOECD、中南米主要15カ国と比べると、OECDの平均(24.8%)はおろか、中南米主要国の平均(16.9%)にも遠く及ばない。他国との間で大きな差があるのが付加価値税(IVA)など間接税の収入で、中南米主要国平均の半分の水準にも満たない(表1)。間接税収が乏しい要因としては、①露天商、行商人など、統計の対象にならない非正規(インフォーマル)

事業者が多く、IVAを徴収できていないこと、②食品、医薬品などIVAが無税の品目が相当数あり、潜在的な徴税機会を失っていること——が挙げられる。

非正規事業者を徴税基盤に取り込むことは容易ではないが、IVAが無税の品目を減らすことは政治的合意が形成されれば可能となる。食品にIVAが課税されないのはエンゲル係数が高い貧困層を支援するためだ。だが、食品への非課税は富裕層にも適用されるため、徴税効率の観点からは非効率である。IVAを全品目に例外なく課税し、影響を大きく受ける貧困層には社会プログラムなどを通じて直接所得を補助する——そんな方法の方が徴税効率的には望ましいという見方が一般的だ。

IVA改革の必要性は以前から認識されており、国民行動党(PAN)の過去2政権(00~12年)でも改革法案が何度か国会に提出された。しかし、現与党の制度的革命党(PRI)などが反対し、改革は実現しなかった。現在はPRIが政権与党として改革を進める立場となっており、PRIもIVA改革の重要性を認識するようになってきている。PRIは13年3月、党綱領から「IVAの食品・医薬品への課税反対」を削除し、同課税をタブーとしない方針を表明した。

### 税簡素化と徴税基盤の拡大を

税制の問題点はIVAだけではない。就業人口の6割が税収にも社会保障にも貢献していない「非正規労働者」<sup>ぜいじゆう</sup>注という脆弱な徴税基盤も大きな問題だろう。徴税の裾野が狭いため、潜在的納税者のわずか4割だけに相対的に重い直接税が課せられる。こうした不公平な現状を是正するためには、税体系の簡素化、納税手続きの円滑化を通じた徴税基盤の拡大も不可欠だ。

世界銀行が12年10月に発表したビジネス環境調査

表1 税収(社会保障負担を除く)構造の国際比較

(2010年、GDP比、%)

	OECD	中南米	アルゼンチン	ブラジル	チリ	メキシコ
所得税	11.3	4.8	5.4	6.9	7.5	5.2
間接税	11.0	9.9	17.5	14.2	10.1	4.5
資産税	1.8	0.7	3.0	1.9	0.7	0.4
その他	0.7	1.5	0.4	1.1	▲0.1	
税収合計	24.8	16.9	26.3	24.1	18.2	10.1

注1: OECDは加盟国平均、中南米は主要15カ国の平均  
 注2: メキシコの所得税は法人所得税(ISR)、企業単一税(IETU)、現金預金税(IDE)の合計  
 出所: OECD、ECLAC、メキシコ大蔵公債省(SHCP)

(Doing Business 2013)によると、メキシコのビジネス環境は185カ国中48位。中南米では、チリ(37位)、ペルー(43位)、コロンビア(45位)に次ぐ上位に位置する。ちなみに日本の順位は24位である。しかし「租税の支払い」の分野ではメキシコは107位に甘んじており、納税に要する時間と企業所得への重い課税が順位を下げている(表2)。

納税を複雑化させている要因の一つが企業単一税(IETU)だ。07年末の税制改正により導入されたIETUは、法人所得税(ISR)に対する最低税負担(ミニマムタックス)を求める制度である。ISRがIETUを下回る場合、企業はIETUとの差額を納めることになる。IETUの最大の問題点は、ISRとの間で収益・損失の認識基準や損金算入の条件などが異なることだとされる(表3)。そのため、ISRとIETUで異なった帳簿を作成する必要があり、企業の税務を煩雑にしている。また、ISR法上では赤字でもIETU法上では黒字とみなされることもまた、企業の税務対策を複雑にしている。

徴税能力の地方への移管も重要項目の一つだ。メキシコでは連邦政府がほとんどの税を徴収しており、州政府や市町村政府は連邦政府からの交付金に依存している。国立統計地理情報院(INEGI)によると、10年時点の州政府(31州平均、メキシコ市連邦区を除く)の収入のうち、自州独自の税収はわずか2.8%にすぎず、8割以上を連邦政府の交付金が占める。

### 税制改革法の提出間近

税制改革は新政権の公約の一つだ。「メキシコのための協約」の2.11にも盛り込まれている。民間部門は抜本的な改革実現に向け、行政府や立法府に対する働きかけを強めている。

メキシコ公認会計士協会(IMCP)、メキシコ財務幹部協会(IMEF)、メキシコ弁護士会(BMA)など六つの民間専門団体は12年12月、「税制改革～延期できない行動～」と題した提案書を大蔵公債省、国税庁(SAT)、国会上下両院に提出した。同提案書では、IETUの廃止と容易に計算できるミニマムタックスの導入、ISR税率の削減、IVA税率の統一(食品、医薬品へのIVA課税)などが提案されている。企業家調整評議会(CCE)などの企業家組織も、所得税を投資

表2 主要新興国の租税支払いに関するビジネス環境

国名	順位	支払手続き(回/年)	所要時間(時間/年)	実効税率(%)、税額/税引前利益			
				所得税	労働者関連負担	その他諸税	税負担合計
マレーシア	15	13	133	7.5	15.6	1.4	24.5
チリ	36	6	291	21.1	3.8	3.2	28.1
ペルー	85	9	293	26.7	11.0	2.8	40.5
タイ	96	22	264	28.1	5.7	3.9	37.6
コロンビア	99	9	203	19.2	28.8	26.4	74.4
メキシコ	107	6	337	24.6	26.5	1.4	52.5
中国	122	7	338	6.2	49.6	7.9	63.7
インドネシア	131	51	259	23.7	10.6	0.1	34.5
ベトナム	138	32	872	11.6	22.6	0.3	34.5
フィリピン	143	47	193	21.1	11.3	14.2	46.6
アルゼンチン	149	9	405	2.7	29.4	76.2	108.3
インド	152	33	243	24.6	18.2	19.0	61.8
ブラジル	156	9	2,600	24.6	40.8	3.8	69.3
ベネズエラ	185	71	792	6.1	18.0	38.5	62.7

注:従業員60人、創業後2年目の企業をモデルとした租税支払いに関するデータ  
支払手続きは、必要な複数の諸税を納めるために年間に必要な手続きの回数  
所要時間は年間の税務コンプライアンス順守のために必要な時間  
出所: The World Bank, Doing Business 2013

表3 法人所得税 (ISR) と企業単一税 (IETU) の相違

項目	ISR	IETU
税率	28.0% <sup>注</sup>	17.5%
益金・損金算入のタイミング	利益・損失発生ベース	キャッシュフローベース
益金不算入	資本金の増額、株式評価益など	ISRに加え、商品価格の一部を構成しない利息、関連会社からのロイヤルティの受け取り
損金不算入	旅費、交際費、社用車購入、人件費、福利厚生費などに上限あり	旅費・交際費の上限を超えるもの(ISRと同様)、人件費、福利厚生費、社会保障費、PTU、利息(同上)、関連会社へのロイヤルティの支払い
減価償却	毎年定められた範囲内で償却	100%即時償却(損金算入)
人件費の扱い	法定限度内で損金算入	個人所得税の課税対象とみなされる人件費の17.5%を税額控除
税制優遇措置	陸上輸送業、農業などにおける優遇措置、R&Dを行った企業への税額控除などいくつかの優遇措置あり	特別な優遇措置は設けていない
予納の計算	前年度の利益率で計算した利益係数を当該月までの名目益金に乗じて簡易に算出	確定申告時とほぼ同様に計算(当該月までのキャッシュインフロー)-(キャッシュアウトフロー×税率)

注: 2010~13年は一時的に30%に引き上げられている  
資料: ISR法、IETU法、同施行規則を基に筆者作成

誘致の観点から国際的に競争力のある水準まで引き下げ、間接税を税収の根幹に据える改革を提言している。

現地公認会計士への聞き取りによると、政府は民間団体の意見を聞いて税制改革の草案を固めており、現段階ではIVAの低税率(5~7%)での食品への課税を検討しているようだ。ただ、主食のトルティーヤなど基礎食糧物資については無税を維持する見込み。IETUとISRについては、ISRにおける不要な控除や優遇措置を廃止した上でIETUを廃止し、一本化する方向で調整が進んでいる。

政府の税制改革法案は9月上旬に国会に提出される予定。ルイス・ビデガライ大蔵公債相は、これが成立すれば、徴税システムを抜本的に改革する「大改革」になると語っている(13年4月20日付主要各紙)。

注: 国立統計地理情報院(INEGI)によると、行商人や露天商などの非正規事業者に、合法的な事業所で働きながらも雇用主と結託し、税や社会保障負担を逃れるために納税者・社会保険登録をしていない労働者を加えると就業人口の6割に達する。